

介護保険法	介護保険法施行令(政令)	介護保険法施行規則(省令)
<p>第9節 介護サービス情報の公表</p> <p>(介護サービス情報の報告及び公表)</p> <p>第115条の29 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者(以下「介護サービス事業者」という。)は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の(Ⅰ)厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他(Ⅱ)厚生労働省令で定めるときは、(①)政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして(Ⅲ)厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。</p>	<p>(①)</p> <p>第37条の2 法第115条の29第1項の規定による介護サービス情報の報告(以下この条において「報告」という。)は、都道府県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、行うものとする。</p> <p>2 前項の計画には、都道府県知事が、その管轄する地域における介護サービス(法第115条の29第1項に規定する介護サービスをいう。)の提供の状況を勘案し、報告の方法、期限その他の(①)厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	<p>(Ⅰ)</p> <p>(法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるサービス)</p> <p>第140条の29 法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護(指定居宅サービス等基準第105条の2に規定する指定療養通所介護を除く。別表第2において同じ。)、特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの並びに指定居宅サービス等基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。別表第2において同じ。)、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスとする。</p> <p>(Ⅱ)</p> <p>(法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるとき)</p> <p>第140条の30 法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げる基準に該当する事業所以外のものについて、令第37条の2第1項に規定する計画(以下この条及び第140条の34において「計画」という。)で定められたときとする。</p> <p>一 第140条の34第1号の計画の基準日前の1年間において、提供を行った介護サービス(法第115条の29第1項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。)に係る居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下であるもの</p> <p>二 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの</p>

(Ⅲ)

(法第115条の29第1項の厚生労働省令で定める情報)

第140条の31 法第115条の29第1項の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの提供を開始しようとするときにあつては別表第1に掲げる項目に関するものとし、同項の厚生労働省令で定めるときにあつては別表第1及び別表第2に掲げる項目に関するものとする。

(①)

(令第37条の2第2項の厚生労働省令で定める事項)

第140条の34 令第37条の2第2項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 計画の基準日

二 計画の期間

三 報告の対象となる介護サービス事業者(法第115条の29第1項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。)

四 介護サービス事業者ごとの報告の提出先及び提出期限

五 その他都道府県知事が必要と認める事項

(Ⅳ)

(法第115条の29第2項の厚生労働省令で定める介護サービス情報)

第140条の32 法第115条の29第2項の厚生労働省令で定める介護サービス情報(法第115条の29第1項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。)は、別表第2に掲げる項目に関する情報とする。

(Ⅴ)

(法第115条の29第3項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果)

第140条の33 法第115条の29第3項

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち (Ⅳ) 厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うものとする。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査が終了した後、第1項の規定による報告の内容及び前項の規定による調査の結果のうち (Ⅴ) 厚生労働省令で定めるものを公表しなければなら

<p>ない。</p>		<p>の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果は、別表第1に掲げる項目に関する情報に係る報告の内容及び別表第2に掲げる項目に関する情報に係る調査の結果とする。</p>
<p>4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第2項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。</p>		
<p>5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。</p>		
<p>6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者が第4項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p>		
<p>7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第4項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地</p>		

域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

(指定調査機関の指定)

第115条の30 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、前条第2項の調査の実施に関する事務(以下「調査事務」という。)を行わせることができる。

(指定調査機関の指定の基準)

第37条の3 都道府県知事は、指定調査機関(法第115条の30第1項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。)の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が、調査事務(法第115条の30第1項に規定する調査事務をいう。以下同じ。)を公正かつ適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして(②)厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 三 申請者の役員又は法人の種類に応じて(③)厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 前号に定めるもののほか、申請者が、調査事務が不公正になるおそれがないものとして(④)厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 五 申請者が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、第37条の10第1項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 七 申請者が、第37条の11において準用す

(指定調査機関の指定の申請)

第140条の35 法第115条の30第1項の指定を受けようとする者は、その調査を行おうとする介護サービスの種類ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 二 調査事務(法第115条の30第1項に規定する調査事務をいう。以下同じ。)を行う事務所の名称及び所在地
- 三 申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書又は条例等
- 四 当該申請に係る事業の開始予定年月日
- 五 当該申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- 六 当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 七 当該申請に係る意思の決定を証する書類
- 八 役員の名及び経歴、法人の種類に応じて次条第2項各号に定める構成員の氏名(構成員が法人である場合には、その法人の名称)並びに構成員の構成割合
- 九 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 十 調査事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 十一 申請者が令第37条の3各号に該当しないものであることを誓約する書面
- 十二 調査を行おうとする介護サービスの種類、当該調査を行おうとする介護サービスの種類ごとの調査実施可能件数及び調査員

る第37条の10第1項の規定により指定情報公表センター（法第115条の36第1項に規定する指定情報公表センターをいう。第37条の11において同じ。）の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

八 申請者の役員のうち、第5号に該当する者があるとき。

（指定調査機関の指定の公示等）

第37条の4 都道府県知事は、指定調査機関の指定をしたときは、当該指定調査機関の名称及び住所並びに調査事務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（法第115条の31第2項に規定する調査員をいう。以下同じ。）の数

十三 調査に関する苦情を処理するために講ずる措置の概要

十四 その他指定に関し必要と認める事項

(2)

（指定調査機関の指定の基準）

第140条の36 令第37条の3第2号に規定する厚生労働省令で定める基準は、職員、設備、調査事務の実施の方法その他の調査事務の実施に関する計画が、調査事務の公正かつ適確な実施のために適切なものであることとする。

(3)

2 令第37条の3第3号に規定する厚生労働省令で定める構成員は、次に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人 社員
- 二 合名会社、合資会社又は合同会社 社員
- 三 株式会社 株主
- 四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前3号に定める者に類するもの

(4)

3 令第37条の3第4号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 指定を受けようとする者が調査を行おうとする介護サービスを自ら提供していないこと。
- 二 調査事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うものであること。
- 三 前2号に掲げるほか、指定を受けようとする者の行う他の事業が調査事務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

<p>2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。</p>		
<p>3 都道府県は、地方自治法第227条の規定に基づき調査事務に係る手数料を徴収する場合には、第1項の規定により指定調査機関が行う前条第2項の調査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定調査機関に納めさせ、その収入とすることができる。</p>		
	<p>(調査の方法)</p> <p>第37条の5 指定調査機関は、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画に従い、調査事務を行わなければならない。</p> <p>2 前項の計画には、調査事務の対象となる介護サービス事業者（法第115条の29第1項に規定する介護サービス事業者をいう。）の名称、調査を行うべき時期その他の(⑤)厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、調査事務の方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。</p> <p>(調査事務規程)</p> <p>第37条の6 指定調査機関は、調査事務の開始前に、(⑥)厚生労働省令で定める調査事務の実施に関する事項について調査事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により認可をした調査事務規程が調査事務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。</p>	<p>(⑤)</p> <p>(令第37条の5第2項の厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第140条の38 令第37条の5第2項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 計画（令第37条の5第1項に規定する計画をいう。）の期間</p> <p>二 介護サービス事業者ごとの調査を行う月</p> <p>三 介護サービス事業者に対し、調査を行う指定調査機関（法第115条の30第1項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）の名称</p> <p>四 その他都道府県知事が必要と認める事項</p> <p>(⑥)</p> <p>(調査事務規程の記載事項)</p> <p>第140条の39 令第37条の6第1項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 調査事務を行う時間及び休日に関する事項</p> <p>二 調査事務を行う事務所に関する事項</p> <p>三 手数料の収納の方法に関する事項</p> <p>四 調査事務の実施の方法に関する事項</p> <p>五 調査事務に関する帳簿（法第115条の33に規定する帳簿をいう。次条において同じ。）の管理に関する事項</p>

		六 その他調査事務の実施に関し必要な事項
<p>(調査員) 第115条の31 指定調査機関は、調査事務を行うときは、(VI)厚生労働省令で定める方法に従い、調査員に調査事務を実施させなければならない。</p>		<p>(VI) (法第115条の31第1項の厚生労働省令で定める方法) 第140条の37 法第115条の31第1項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一 調査員2名以上によって行うこと。 二 調査客体である介護サービス事業者を訪問し、調査客体を代表する者に対する面接調査の方法によって行うこと。</p>
<p>2 調査員は、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして(2)政令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。</p>	<p>(2) (調査員の要件) 第37条の7 法第115条の31第2項の政令で定める調査員(以下この条において「調査員」という。)の要件は、都道府県知事又はその指定する者が(7)厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下この条において「調査員養成研修」という。)の課程を修了し、当該都道府県知事が作成する調査員名簿に登録されていることとする。</p>	<p>(7) (調査員養成研修) 第140条の41 令第37条の7第1項に規定する調査員養成研修(以下「調査員養成研修」という。)は、調査員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的として行われるものであって、介護サービス情報の公表に関する基礎的知識、介護サービスの内容に関する基礎的知識並びに調査事務に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の調査員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。 2 調査員養成研修は、介護サービスの種類ごとに厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととし、その実施に当たっては、当該課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行わなければならない。</p>
	<p>2 都道府県知事は、前項の登録をした場合には、(8)調査員登録証明書を作成し、当該登録に係る調査員に交付しなければならない。</p>	<p>(8) (調査員登録証明書の様式) 第140条の42 令第37条の7第2項に規定する調査員登録証明書の様式は、様式第1</p>

<p>3 調査員登録証明書を交付した都道府県知事は、調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の調査員名簿から削除するものとする。この場合において、当該都道府県知事は、当該者に対し、調査員登録証明書の返還を求めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 虚偽又は不正の事実に基づいて調査員登録証明書の交付を受けた者 二 法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者 三 前2号に掲げる者のほか、調査員の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者 	<p>3号によるものとする。</p>
<p>4 第1項の調査員養成研修を行う者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法人であること。 二 調査員養成研修を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。 三 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。 <ul style="list-style-type: none"> イ (9) 厚生労働省令で定める事項を変更するとき又は当該事業を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。 ロ (10) 厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。 ハ 調査員養成研修を修了した者について、 <ul style="list-style-type: none"> (11) 厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事へ送付すること。 ニ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績 	<p>第113条の38 令第37条の7第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 二 介護支援専門員実務研修及び更新研修(以下この条において「研修」という。)の名称 三 研修を行う施設の所在地 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 五 第113条の37第1項第5号から第7号までに掲げる事項 六 受講料その他研修の受講者から受領する金額 七 研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目 八 その他指定に関し必要があると認める事項 <p>(9)</p> <p>2 令第37条の7第4項第3号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第6号及び第7号に掲げる事項とする。</p> <p>(10)</p> <p>3 令第37条の7第4項第3号ロの厚生労働</p>

	<p>を都道府県知事に報告すること。 ホ 調査員養成研修の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。</p> <p>5 都道府県知事は、調査員養成研修を行う者が、前項各号の要件を満たすことができなくなると認められるときは、第1項の指定を取り消すことができる。</p> <p>6 都道府県知事は、第1項の規定による指定及び前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、調査員養成研修に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>	<p>省令で定める事項は、第1項第1号から第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。</p> <p>(㊦)</p> <p>4 令第37条の7第4項第3号ハの厚生労働省令で定める事項は、研修を修了した者の氏名、生年月日、研修の受講の開始年月日及び修了年月日とする。</p>
<p>(秘密保持義務等)</p> <p>第115条の32 指定調査機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)若しくはその職員(調査員を含む。同項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>.....</p> <p>2 指定調査機関及びその職員で調査事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>		
	<p>(改善命令)</p> <p>第37条の8 都道府県知事は、指定調査機関が第37条の3第2号から第4号までのいずれかに該当するに至つたと認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>.....</p> <p>(指定調査機関の業務の休廃止の許可の公示)</p>	

第37条の9 都道府県知事は、法第115条の35の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

.....
(指定調査機関の指定の取消し等)

第37条の10 都道府県知事は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定調査機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定調査機関が、不正の手段により、法第115条の30第1項の指定を受けたとき。
- 二 指定調査機関が、第37条の3第1号、第5号、第7号及び第8号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 指定調査機関が、第37条の4第2項又は第37条の6第1項の規定に違反したとき。
- 四 指定調査機関が、第37条の5第3項、第37条の6第2項又は第37条の8の規定による命令に違反したとき。
- 五 指定調査機関が、第37条の6第1項の認可を受けた調査事務規程によらないで調査事務を行ったとき。
- 六 指定調査機関が、調査事務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は調査事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第115条の33 指定調査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調査事務に関する事項で (VII) 厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(VII)

(法第115条の33の厚生労働省令で定める事項)

第140条の40 法第115条の33の厚生労働省令で定める事項は次に掲げるものとする。

- 一 調査を行った年月日
- 二 調査を行った介護サービス事業者の名称
- 三 調査を行った調査員の氏名

		<p>2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定調査機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって、帳簿への記載に代えることができる。</p> <p>3 指定調査機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を調査事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。</p>
<p>(報告等)</p> <p>第115条の34 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>.....</p> <p>2 第24条第3項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第4項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p>		
<p>(業務の休廃止等)</p> <p>第115条の35 指定調査機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、調査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。</p>		
<p>(指定情報公表センターの指定)</p> <p>第115条の36 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で（Ⅷ）厚生労働省令で定めるもの（以下「情報公表事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。</p>	<p>(参考) 準用規定の内容</p> <p>(指定情報公表センターの指定等)</p> <p>第37条の11において準用する37条の3 都道府県知事は、指定情報公表センター（法第115条の36第1項に規定する指定情報公表センターをいう。以下同じ。）の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必</p>	<p>(Ⅷ)</p> <p>(法第115条の36第1項の厚生労働省令で定める事務)</p> <p>第140条の44 法第115条の36第1項の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 介護サービス情報の報告の受理に関する事務</p> <p>二 介護サービス情報の公表に関する事務</p> <p>三 法第115条の30第1項の指定に係る審査に関する事務</p>

要な手続は、厚生労働省令で定める。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が、情報公表事務（法第115条の30第1項に規定する情報公表事務をいう。以下同じ。）を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして（⑫）厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 三 申請者の役員又は法人の種類に応じて（⑬）厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が情報公表事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 前号に定めるもののほか、申請者が、情報公表事務が不公正になるおそれがないものとして（⑭）厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 五 申請者が、法の規定により刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、第37条の10第1項の規定により指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 七 申請者が、第37条の11において準用する第37条の10第1項の規定により指定情報公表センター（法第115条の36第1項に規定する指定情報公表センターをいう。第37条の11において同じ。）の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 八 申請者の役員のうち、第5号に該当する者があるとき。

（指定情報公表センターの指定の公示等）

（参考）準用規定の内容

（指定情報公表センターの指定の申請）

- 第140条の48において準用する第140条の35 法第115条の36第1項の指定を受けようとする者は、その公表を行おうとする介護サービスの種類ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
 - 二 情報公表事務（法第115条の30第1項に規定する情報公表事務をいう。以下同じ。）を行う事務所の名称及び所在地
 - 三 申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書又は条例等
 - 四 当該申請に係る事業の開始予定年月日
 - 五 当該申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書
 - 六 当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - 七 当該申請に係る意思の決定を証する書類
 - 八 役員の名及び経歴、法人の種類に応じて次条第2項各号に定める構成員の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合
 - 九 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 十 情報公表事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - 十一 申請者が令第37条の11において準用する令第37条の3各号に該当しないものであることを誓約する書面
 - 十二 公表に関する苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - 十三 その他指定に関し必要と認める事項

第37条の11において準用する第37条の4
都道府県知事は、指定情報公表センターの
指定をしたときは、当該指定情報公表センタ
ーの名称及び住所並びに情報公表事務を行う
事務所の所在地を公示しなければならない。

第37条の11において準用する第37条の1
0 都道府県知事は、指定情報公表センター
が次の各号のいずれかに該当するときは、当
該指定情報公表センターに対し、その指定を
取り消し、又は期間を定めて情報公表事務の
全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定情報公表センターが、不正の手段に
より、法第115条の36第1項の指定を
受けたとき。

二 指定情報公表センターが、第37条の1
1において準用する第37条の3第1号、
第5号、第6号及び8号のいずれかに該当
するに至ったとき。

三 指定情報公表センターが、第37条の1
1において準用する第37条の4第2項又
は第37条の6第1項の規定に違反したと
き。

四 指定情報公表センターが、第37条の1
1において準用する第37条の5第3項、
第37条の6第2項又は第37条の8の規
定による命令に違反したとき。

五 指定情報公表センターが、第37条の1
1において準用する第37条の6第1項の
認可を受けた情報公表事務規程によらない
で情報公表事務を行ったとき。

六 指定情報公表センターが、情報公表事務
に関し著しく不適当な行為をしたとき。

2 都道府県知事は、第37条の11において
準用する前項の規定により指定を取り消し、
又は情報公表事務の全部若しくは一部の停止
を命じたときは、その旨を公示しなければな

(12)

(指定情報公表センターの指定の基準)

第140条の48において準用する第14条
の36 令第37条の11において準用す
る令第37条の3第2号に規定する厚生労
働省令で定める基準は、職員、設備、情報
公表事務の実施の方法その他の情報公表事
務の実施に関する計画が、情報公表事務の
公正かつ適確な実施のために適切なもので
あることとする。

(13)

第140条の48において準用する第14条
の36第2項 令第37条の11におい
て準用する令第37条の3第3号に規定す
る厚生労働省令で定める構成員は、次に掲
げる法人の種類に応じ、当該各号に定める
者とする。

一 民法(明治29年法律第89号)第3
4条の規定に基づき設立された法人 社員

二 合名会社、合資会社又は合同会社 社員

三 株式会社 株主

四 その他の法人 当該法人の種類に応じ
て前3号に定める者に類するもの

(14)

第140条の48において準用する第14条
の36第3項 令第37条の11におい
て準用する令第37条の3第4号に規定す
る厚生労働省令で定める基準は、次に掲げ
るものとする。

一 指定を受けようとする者が調査を行お
とする介護サービスを自ら提供してい

らない。

いこと。

二 情報公表事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うものであること。

三 前2号に掲げるほか、指定を受けようとする者の行う他の事業が情報公表事務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

3 第115条の30第3項及び第115条の32から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合においてこれらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員（調査員を含む。同項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(参考) 準用規定の内容

第115条36において準用する第115条の30第3項 都道府県は、地方自治法第227条の規定に基づき情報公表事務に係る手数料を徴収する場合には、第115条36第1項の規定により指定情報公表センター

が行う情報公表事務に係る第115条の29第1項の報告を行おうとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定情報公表センターに納めさせ、その収入とすることができる。

(秘密保持義務等)

第115条36において準用する第115条の32 指定情報公表センター（その者が法人である場合にあつては、その役員。第115条の36第3項において準用する次項において同じ。）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、情報公表事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第115条36において準用する第115条の32第2項 指定情報公表センター及びその職員で情報公表事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第115条36において準用する第115条の33 指定情報公表センターは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表事務に関する事項で (IX) 厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(IX)

(法第115条の36第3項において準用する法第115条の33の厚生労働省令で定める事項)

第140条の47 法第115条の36第3項において準用する法第115条の33の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 介護サービスの報告を受理した年月日
- 二 介護サービス情報の公表を行った年月日
- 三 指定情報公表センターの指定に係る審査に関する事項

(参考) 準用規定の内容

第140条の48において準用する第140条の40第2項 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定情報公表センターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって、「帳簿（第140条の45に規定する帳簿をいう。以下この条において同じ。）への記載に代えることができる。

第140条の48において準用する第140条の40第3項 指定情報公表センターは帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を情報公表事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(参考) 準用規定の内容

(報告等)

第115条36において準用する第115条の34 都道府県知事は、情報公表事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報公表センターに対し情報公表事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定情報公表センターの事務所に立ち入りその設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第115条36において準用する第115条の34第2項 第24条第3項の規定は第115条の36第3項において準用する前項の規定による質問又は検査について、同条第4項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(業務の休廃止等)

第115条36において準用する第115条の35 指定情報公表センターは、都道府県知事の許可を受けなければ、情報公表事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(参考) 準用規定の内容

(指定情報公表センター)

第37条の11において準用する第37条の4第2項 指定情報公表センターは、その名称若しくは住所又は情報公表事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第37条の11において準用する第37条の4第3項 都道府県知事は、第37条の11において準用する前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない

(調査の方法)

第37条の11において準用する第37条の5 指定情報公表センターは、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める情報公表事務に関する計画に従い、情報公表事務を行わなければならない。

第37条の11において準用する第37条の5第2項 第37条の11において準用する前項の計画には、情報公表事務の対象となる介護サービス事業者(法第115条の29第1項に規定する介護サービス事業者をいう。)の名称、調査を行うべき時期その他の(15)厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

(令第37条の11において準用する令第37条の5第2項の厚生労働省令で定める事項)

(15)

第140条の46 令第37条の11において準用する令第37条の5第2項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 計画(令第37条の11において準用する令第37条の5第1項の計画をいう。)の期間

- 二 介護サービス事業者ごとの調査を行う月
- 三 報告の受理に関する事項
- 四 調査機関の審査に関する事項
- 五 その他都道府県知事が必要と認める事項

第37条の11において準用する第37条の5第3項 都道府県知事は、情報公表事務の方法が適当でないときは、指定情報公表センターに対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。

(情報公表事務規程)

第37条の11において準用する第37条の6 指定情報公表センターは、情報公表事務の開始前に、(16)厚生労働省令で定める情報公表

事務の実施に関する事項について情報公表事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第37条の11において準用する第37条の5第2項 都道府県知事は、第37条の11において準用する前項の規定により認可をした情報公表事務規程が情報公表事務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、指定情報公表センターに対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第37条の11において準用する第37条の8 都道府県知事は、指定情報公表センターが第37条の11において準用する第37条の3第2号から4号までのいずれかに該当するに至ったと認めるときは、指定情報公表センターに対し、情報公表事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第37条の11において準用する第37条の9

(情報公表事務規程の記載事項)

(16)

第140条の45 令第37条の11において準用する令第37条の6第1項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 情報公表事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 情報公表事務を行う事務所に関する事項
- 三 手数料の収納の方法に関する事項
- 四 情報公表事務の実施の方法に関する事項
- 五 情報公表事務に関する帳簿（法第115条の36第3項において準用する法第115条の33に規定する帳簿をいう。）の管理に関する事項
- 六 その他情報公表事務の実施に関し必要な事項

都道府県知事は、法第115条の36第3項において準用する法第115条の35の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

附則

(調査員養成研修等の経過措置)

第22条 次に掲げる者は、調査員養成研修（新令第37条の7第1項に規定する調査員養成研修をいう。以下この条において同じ。）この課程を修了している者とみなし、同項の規定により当該都道府県の調査員名簿（同項の調査員名簿をいう。）に登録するものとする。

一 この政令の施行の際限に調査員養成研修に相当する研修として都道府県知事が公示するもの（以下この号及び次号において「的確研修」という。）の課程を修了したことにつき、当該的確研修を行った者から該的確研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

二 この政令の施行の際限に的確研修を受講中であり、この政令の施行後当該的確研修の課程を修了したことにつき、当該的確研修を行った者から該的確研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者

別表第1 （第140条の31、第140条の33関係）
（略）

別表第2 （第140条の31、第140条の33関係）
（略）

様式第13号（第140条の42関係）
（略）

(政令への委任)

第115条の37 この節に定めるもののほか、指定調査機関及び指定情報公表センターに関し必要な事項は、政令で定める。